

2009. 3. 30現在資料

## 大規模事業所への「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」(概要)

東京都環境局都市地球環境部

### 1. 総量削減義務の対象事業所

- **対象となる事業所：**  
前年度の燃料、熱、電気の使用量が、  
原油換算で1500 kℓ以上の事業所  
(現行「地球温暖化対策計画書制度」の対象相当)
- **「事業所」の範囲：** 基本的には、建物、施設単位  
エネルギー管理の連動性がある(エネルギー供給事業者からの受電点やガス供給点が同一であったり、地域冷暖房施設について導管が連結している)場合は、複数の建物等をまとめて一事業所とする\*。  
所有者が同一の建物・施設が隣接(又は上記の規模の事業所については道路、河川等を挟んで近接)していた場合(建物については大部分の利用者が同一の場合に限る。)は、複数の建物等をまとめて一事業所とする。

\*受電点等が同一であっても、相互の影響が著しく小さいものとして知事が別に定める場合、地域冷暖房施設とそれ以外の建物、施設の場合は、一事業所とはしない。

## 2. 総量削減義務の対象ガス

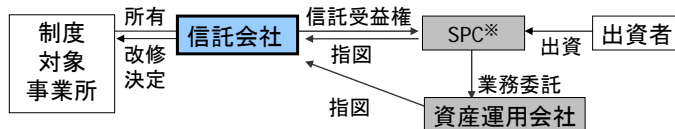
- **総量削減義務の対象ガス（特定温室効果ガス）：**  
燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO<sub>2</sub>  
(住居の用に供する部分で使用されたものを除く。)  
☆熱、電気の排出係数は、供給事業者の別によらず一律で、  
計画期間中固定※  
※エネルギー需要側(対象事業所)のエネルギー使用量削減努力を評価するため
- **排出量報告の対象ガス：**  
6ガス(CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、PFC、HFC、SF<sub>6</sub>)すべて
- **総量削減義務の対象とならないガスの削減量は、その事業所の削減義務には利用可能(取引は不可)**

## 3-1. 総量削減義務の対象者

- **対象となる事業所の所有者（原則）**
  - **下記事業者が、都に届け出た場合には、所有者に代わって、又は所有者と共同で義務を負うことが可能**
    - 大規模設備改修を実施する権限を有している事業者
    - 区分所有物件における管理組合法人
    - 信託物件における受益者(特定目的会社、合同会社、投資法人などを含む。)
    - 投資法人、特定目的会社等の所有物件について管理処分業務等の委託を受けた者
    - 信託物件にについて指図の権限の委託を受けた者
    - PFI事業における特別目的会社
    - 特定テナント等事業者 ☆
    - 事業所の排出量の5割以上を排出しているテナント事業者 ☆
    - 複数のテナント事業者(事業所の排出量の1割以上を排出している者に限る。)が合計で事業所の排出量の5割以上を排出している場合の、その複数のテナント事業者 ☆
- ※「☆」を付けた者は、所有者等と共同の義務者となる場合に限る。

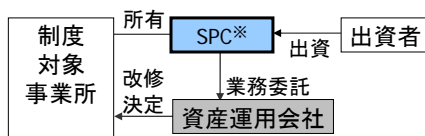
## 3-2. 総量削減義務の対象者 ～証券化物件の場合の例～

### ① 信託を利用している場合の例



- 原則：信託会社(所有者)
- 届出により義務を負うことができる者：  
(1)受益者であるSPC※、(2)その指図権の委託を受けた資産運用会社

### ② 信託を利用していない場合の例



※「SPC」は、証券発行主体となる特定目的会社、合同会社、投資法人などを指す。

- 原則：SPC※(所有者)
- 届出により義務を負うことができる者：  
管理処分業務等の委託を受けた資産運用会社

## 4. 削減計画期間

### ● 削減計画期間：5年間

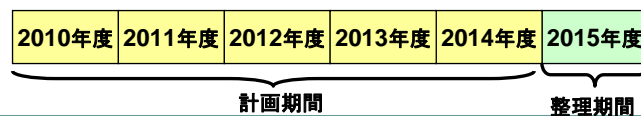
第一計画期間:2010～2014年度  
第二計画期間:2015～2019年度  
以後、5年度ごとの期間

### ● 毎年度、前年度の温室効果ガス排出量を都へ報告

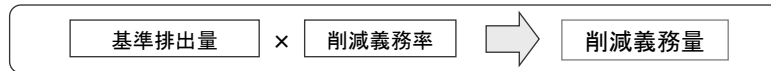
### ● 総量削減義務の履行期限

計画期間終了後、1年間の整理期間の後、履行期限となる

(例)第1計画期間の履行期限は

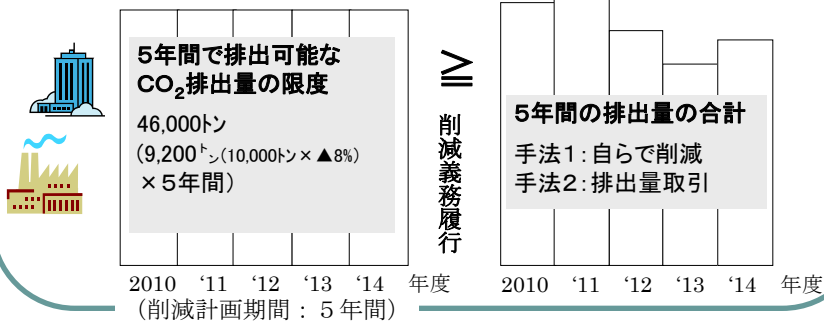


## 5. 総量削減義務の内容



### ■ 第1計画期間の削減義務率が▲8%削減の事業所の場合 (例)

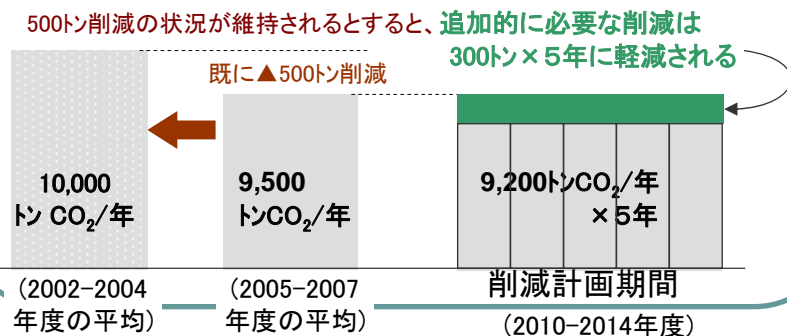
- 「基準排出量」: 10,000トン
- 第1計画期間の削減義務率: ▲8%削減 の場合



## 6-1. 基準排出量

- 2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度※  
(どの3か年度とするかは、事業者が選択可能。ただし、その年度の排出量について、登録検証機関の検証が必要)  
※ 3か年度のうちに、排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合については、その年度を除く2か年度とすることができる。

### (例) 既に総量削減実績のある事業所は、より過去の年度での設定が可能



## 6-2. 基準排出量の変更

### ●基準排出量を変更する場合

- ①床面積の増減 } 変更部分における排出量想定値※ ≥ 基準排出量の6%  
 ②用途変更 } ※排出量想定値:  
 「床面積の増減」と「用途変更」については都の定める指標を用いた方法、  
 「設備の増減」については適切と認められる方法により算定  
 ③設備の増減 }  
 ④地域冷暖房事業の供給先の延床面積合計の変更量  
 ≥ 基準年度における供給先の延床面積合計の6%

### ●基準排出量の変更方法

新基準排出量 = 現基準排出量 ± 増減した部分における排出量※

※増減した部分における排出量: 次のいずれかの方法により、算定した量

- ①その事業所の過去の排出状況から算定される指標(tCO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>、tCO<sub>2</sub>/生産能力など)に基づいて算定
- ②都が定める一定の指標(tCO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>)に基づいて算定
- ③個別メーター等により実測(増減部分の一部の実測値を用いて、増減部分全部を推計してもよい)  
 (③の方法は、運用対策が適切に実施されていると認められる場合に限る。)

## 7-1. 削減義務率(第1計画期間)

区分		削減義務率
I-1	オフィスビル等※ <sup>1</sup> と地域冷暖房施設 (「区分 I-2」に該当するものを除く。)	8%
I-2	オフィスビル等※ <sup>1</sup> のうち、 地域冷暖房を多く利用している※ <sup>2</sup> 事業所	6%
II	区分 I-1、区分 I-2以外の事業所(工場等※ <sup>3</sup> )	6%

※<sup>1</sup> オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等

※<sup>2</sup> 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房から供給されるエネルギーの割合が20%以上

※<sup>3</sup> 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

### 優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)について

「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、「知事が定める基準」に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する削減義務率を1/2又は3/4に減少  
 (「知事が定める基準」は2009年度中に決定)

### 第2計画期間における削減義務率

見通し: 約17%程度(平均)(基準年度比)、第2計画期間 開始前に決定

## 7-2. これまでの削減実績の分布状況

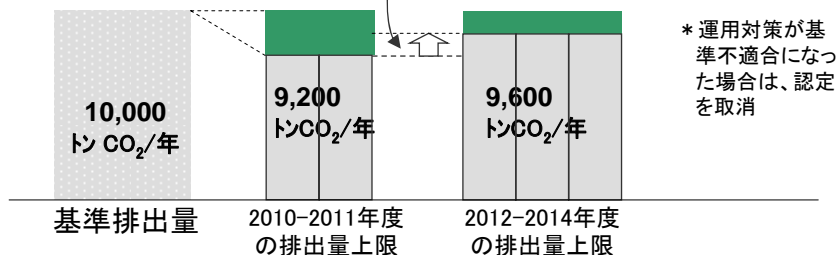
基準排出量(平成14(2002)年度～平成18(2006)年度の排出実績に基づく都推計値)に対する平成18(2006)年度の排出量の削減実績

※表中の数値(%)は、事業所の数の割合

区分	事業所数	削減実績あり	削減率	
			2%以上削減	4%以上削減
区分Ⅰ-1	906	77.4%	60.4%	44.7%
区分Ⅰ-2	166	80.7%	61.4%	44.6%
区分Ⅱ	244	70.5%	55.3%	46.3%
合計	1316	76.5%	59.6%	45.0%

## 8. トップレベル事業所の削減義務

(例)2012年度から義務率1/2のトップレベル事業所と認定された場合  
⇒ 2012年度以降の削減義務率が1/2 (第1計画期間中有効\*)



〔総量削減義務履行の状態〕

●「基準排出量」:10,000t、●通常の削減義務率:▲8%削減 の場合

①2010-2011年度(2年間):18,400t (9200t(10000t×▲8%)×2年間)

②2012-2014年度(3年間):28,800t (9600t(10000t×▲4%)×3年間)

⇒5年間の排出量の合計を、47,200t以下に

## 9. 総量削減義務の履行手段

### 1 自らで削減

高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進 など

### 2 排出量取引 次の量を取引で取得

- ① 超過削減量：対象事業所が義務量を超えて削減した量
- ② 中小クレジット：都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量
- ③ 都外クレジット：都外の事業所の省エネ対策による削減量
- ④ 再エネクレジット：再生可能エネルギー環境価値（グリーンエネルギー証書、生グリーン電力等を含む。）

☆①～④の量は、検証を経て、都に認定されることが必要（グリーンエネルギー証書については、既に認証手続きを経ているので、都の検証機関の検証は不要）

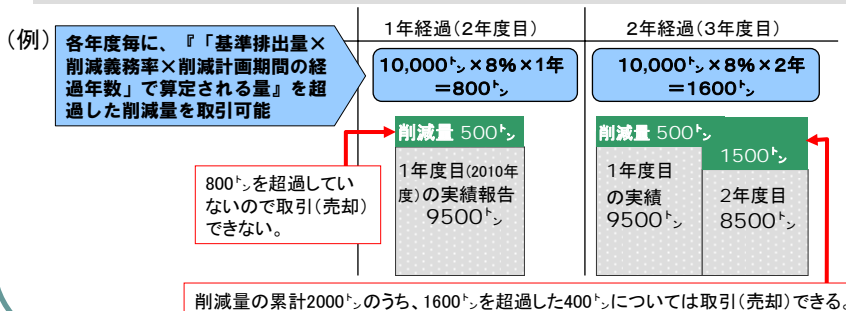
☆1、2①～④のすべてについて、第1計画期間中の削減量を、第2計画期間で利用することも可能

## 10-1. 排出量取引による削減義務の履行①

### ① 超過削減量

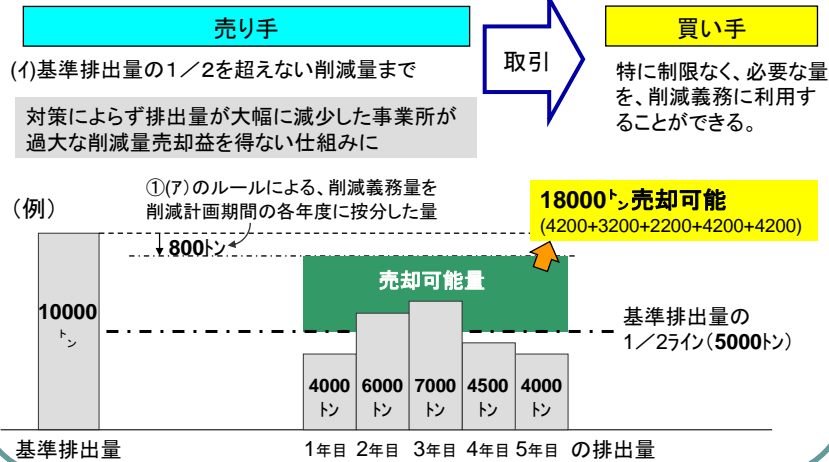
(ア)削減義務量を、削減計画期間の各年度に按分し、その超過量については、計画期間2年度目からの移転も可能

削減計画期間の終了前でも、各年度、削減義務量の一定割合を超える削減実績をあげた事業者は、その削減実績の売却が可能な仕組みに



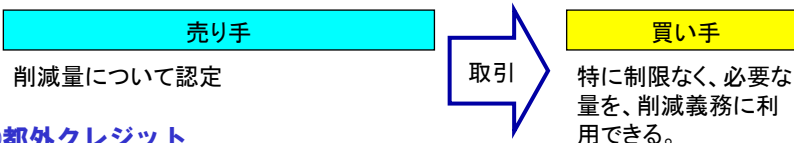
## 10-2. 排出量取引による削減義務の履行②

### ① 超過削減量

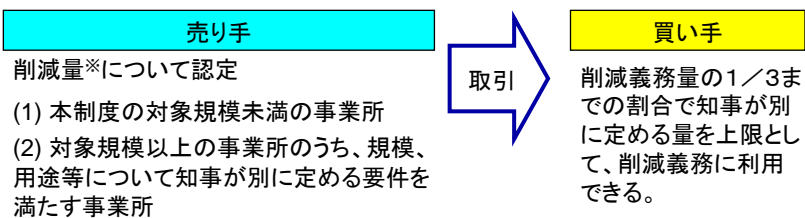


## 10-3. 排出量取引による削減義務の履行③

### ② 中小クレジット



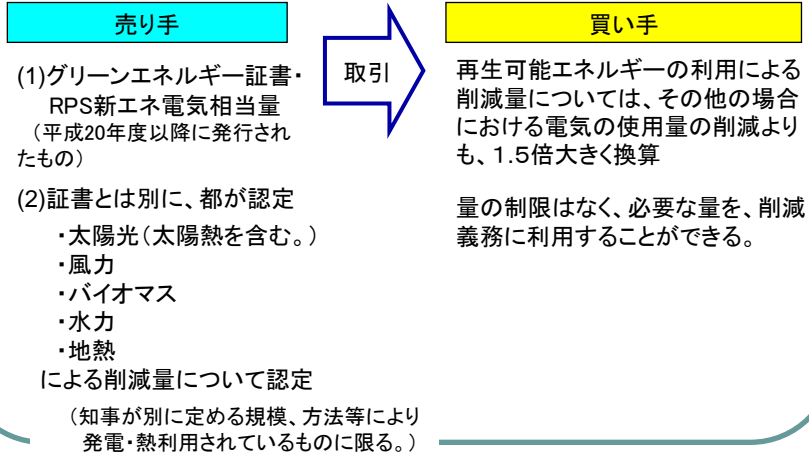
### ③ 都外クレジット



※本制度の対象規模以上の規模の事業所については、本制度と同様の削減義務率がかかっているものとして、その削減義務量を超えた量を、削減量とする。

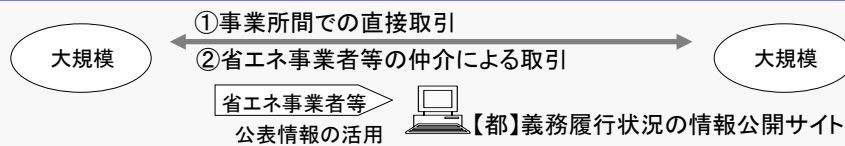
## 10-4. 排出量取引による削減義務の履行④

### ④再エネクレジット

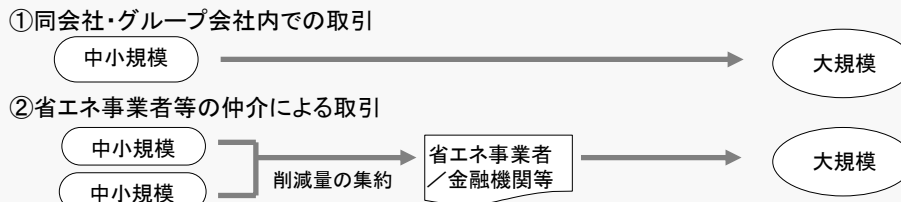


## 取引のイメージ

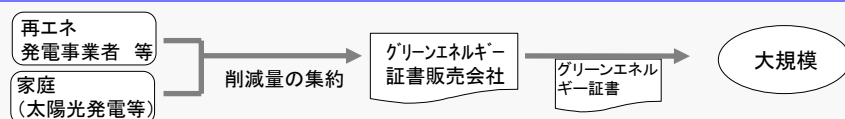
### 1. 大規模事業所の超過削減量



### 2. 中小クレジット



### 3. 再エネクレジット(グリーンエネルギー証書)



## 11-1. テナントビルへの対応

### ● テナントビルへの対応

ビルオーナーを義務対象の基本としつつ、その上で、

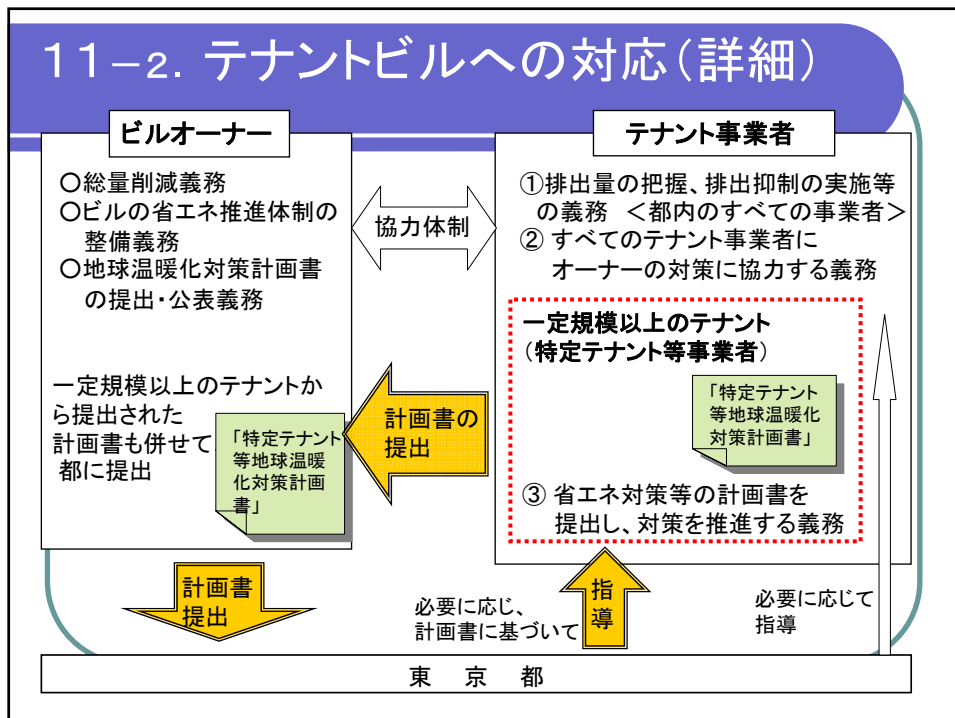
- ① すべてのテナント事業者に、  
オーナーの削減対策に協力する義務
- ② 特定のテナント事業者※には、  
テナント事業者独自の対策の計画書を作成・提出し、  
その計画に基づき対策を推進する義務

※特定のテナント事業者の要件

毎年度5月末時点において、

- 延床面積5,000㎡以上を使用しているテナント事業者
- 延床面積にかかわらず、前年6月1日からの1年間の電気の使用量が600万kWh以上の事業者

## 11-2. テナントビルへの対応（詳細）

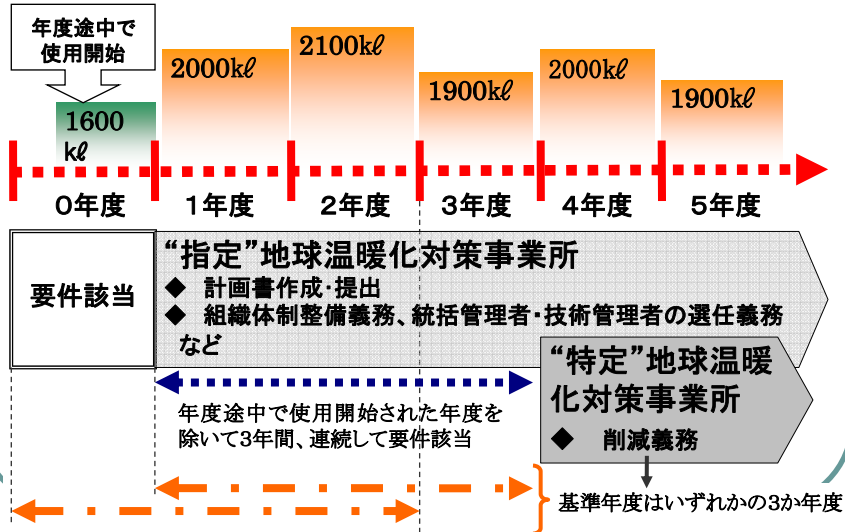


## 12-1. 新築ビルなど新規対象事業所

- 前年度のエネルギー使用量が原油換算1,500キロリットル以上  
⇒ 指定地球温暖化対策事業所となり、計画書提出、排出量報告等の義務が開始
- 適切な運用対策等を行うよう、都は指導・助言
- 3年度(年度の途中で使用開始された事業所の場合、その年度を除いて3年度)連続して原油換算1,500キロリットル以上  
⇒ 特定地球温暖化対策事業所となり、削減義務開始

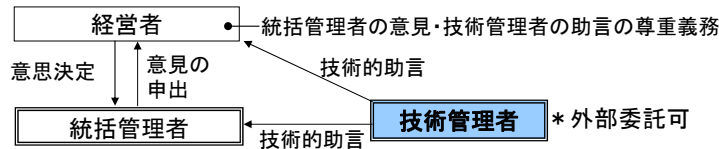
※このときの基準排出量は、削減義務開始の前年度までの4か年度のうちいずれか連続する3か年度の排出量の平均。ただし、運用対策が不十分である場合は、ベンチマーク(都が定める単位当たり標準排出量(tCO<sub>2</sub>/㎡等))により決定。

## 12-2. 新築ビルなど新規対象事業所(例)



## 13. 事業所の推進体制

- 指定地球温暖化対策事業所では、事業所ごとに、統括管理者・技術管理者を選任しなければならない。



### ● 技術管理者の要件

次に示す要件にすべて該当すること

- ① 右の枠内に示す資格のいずれかを有すること
- ② 省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③ 都の定める講習会を修了すること

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、建築設備士、技術士(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、総合技術監理(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境))

## 14-1. 検証①

### ● 検証を要するもの

#### 本制度対象事業所：

- 基準排出量の申請(当初のみ)
- 排出量の報告(毎年度)
- トップレベル事業所の認定申請(認定を希望する場合)
- 削減義務の対象とならないガスの削減量の認定(認定を希望する場合)

#### その他の事業所：

- 排出量取引に利用する削減量や再生可能エネルギー環境価値※の認定(認定を希望する場合)

検証により、排出量・削減量の値の正確性を確認

※グリーンエネルギー証書化されたものについては、改めて都の検証は不要

### ● 検証機関の要件

- ・ 都内の営業所ごとに1人以上の検証主任者を置くこと
- ・ 検証業務の管理・精度確保に関する文書を作成すること
- ・ 検証業務を行う部門と、検証業務の管理・精度確保を行う部門とを置くこと。(それぞれに検証主任者を置くことが望ましい。)

## 14-2. 検証②

### ● 検証主任者の要件：下記要件＋都の講習会修了

#### ① 基準排出量、毎年度の排出量の検証の場合

本制度における検証業務、省エネ診断業務、ISO14001審査業務、CDM有効化審査業務/検証業務、試行排出量取引/国内CDM/JVETS/JVER検証業務を、過去3年以内に合計10件(平成21年度登録時に限り5件)以上

#### ② 削減義務の対象とならないガスの削減量の検証の場合

本制度における検証業務、ISO14001審査業務、CDM有効化審査業務/検証業務(エネルギー起源CO2以外のガスの削減プロジェクトに係るもの)を、過去3年以内に合計3件(平成21年度登録時に限り2件)以上

#### ③ 再生可能エネルギーの環境価値の検証の場合

本制度における検証業務、グリーン電力認証業務、CDM有効化審査業務/検証業務、国内CDM/JVER検証業務(再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに係るもの)を、過去3年以内に合計10件(平成21年度登録時に限り5件)以上

#### ④ トップレベル事業所認定の検証の場合

下の枠内に示す資格を有し、かつ、省エネルギー・CO2削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業務に3年以上従事

エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士(電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理(電気電子、機械、衛生工学))

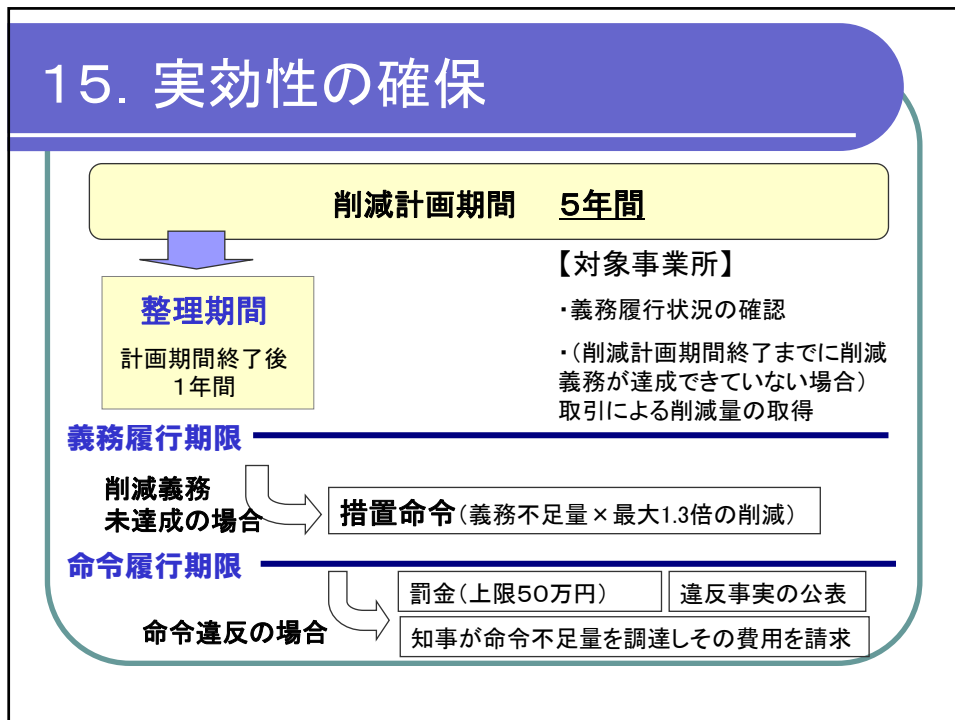
## 14-3. 検証③

### ● 検証機関は、次の事業所については、「利害関係が著しい事業所」として検証を行ってはならない。

- ① 検証機関自身が所有する事業所又はテナントとして入居する事業所
- ② 次のいずれかに該当する組織が所有し、又はテナントとして入居する事業所
  - ・ 検証機関の株主、出資者又は親会社
  - ・ 検証機関(その代表者を含む。)が株主又は出資者である組織
  - ・ 検証機関の役員の50%超を占め、又は検証機関の代表権を有する役員が、役員又は使用人として所属する組織
  - ・ 検証機関が金銭消費貸借契約を締結している契約先
  - ・ 検証機関が、無償又は通常の取引価格より低い対価により事務所又は資金の提供を受けている相手先
  - ・ 検証機関が、過去3年以内にエネルギーの販売を実施した相手先
  - ・ 検証機関及びその親会社、子会社等が、過去3年以内に下の枠内に示す業務を実施した相手先

・エネルギー利用、温室効果ガスの削減に関するコンサルティング、ビル管理業務  
・エネルギー使用量モニタリング業務、排出量算定業務、計画書作成業務  
・温室効果ガスの削減に関する設備の設置・改修に係る設計・工事、資金の提供、資金提供に関する助言

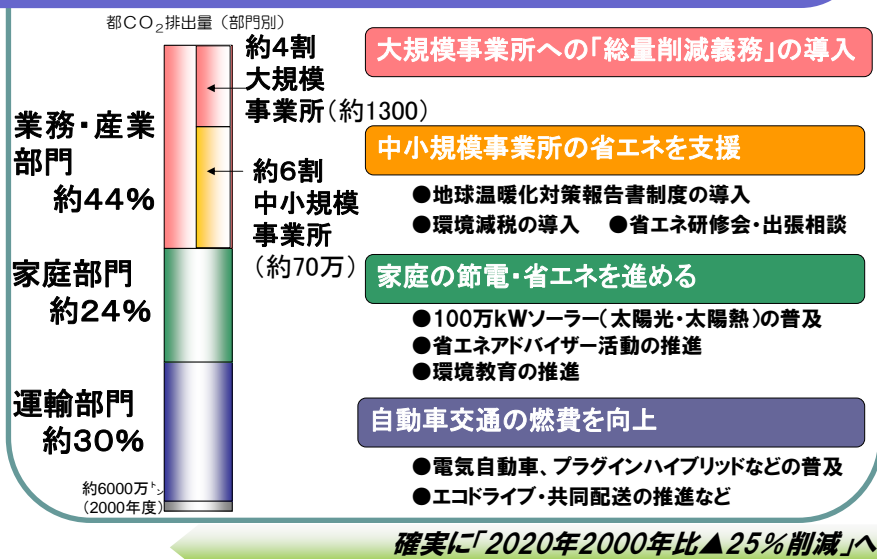
## 15. 実効性の確保



## 16. 削減義務開始までのスケジュール(概要)

- **平成21(2009)年4月1日** 施行、規則公布
- **平成21(2009)年6月** その他の事項について決定・公表
- **平成21(2009)年6月末頃**  
排出量算定ガイドライン、検証ガイドライン公表  
トップレベル事業所認定基準(区分Ⅰの事業所向け)公表
- **平成21(2009)年6月中下旬頃** 制度説明会
- **平成21(2009)年8月頃** 排出量算定に関する説明会
- **平成21(2009)年10月末まで** 排出の状況に関する届出  
対象事業所として、年度末までに都が指定通知
- **平成21(2009)年夏～平成22(2010)年9月末**  
基準排出量等の算定・検証(削減義務率と削減義務量の確定)
- **平成21(2009)年度後半**  
トップレベル事業所認定基準(区分Ⅱの事業所向け)、手続公表  
テナント事業者向け説明会の開催
- **平成22(2010)年4月** 総量削減義務の開始

## 17. 東京全体で取り組む温暖化対策



首都東京の企業と行政の先駆的な  
取り組みを全国へ  
更に世界の大都市へ

■東京都環境局HP <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>